

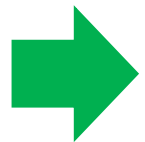
新ぐんまチャレンジ支援金 (感染期特例説明資料)

感染期特例とは

令和4年6月以降も、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けている場合、

仕入金額・経費の要件における対象月を、

「令和4年5月から申請日の属する月の前月までの連続する2ヶ月」 から選択することができます



感染期特例を適用することで、
例えば、令和4年7・8月と比較年の7・8月を比較することができます

感染期特例の対象事業者

対象月が令和4年4月・5月で支給対象とならない場合であって、
6月以降、

**新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰の影響を
受けている事業者**

が感染期特例の対象となります

※通常の要件と同様、申請書（申請フォーム）において、原油価格・物価高騰の影響による経費増加を申告してください

感染期特例を適用した申請方法（オンライン申請の場合）

10月1日午前0時にシステム切替

仕入金額・経費の増加

申請区分（特例の有無） 必須

特例を使用する場合は各特例の項目を選択して下さい。

- 通常の要件で申請する
- 経費率増加特例を適用する
- 季節性特例を適用する
- 新規開業特例を適用する
- 感染期特例を適用する

感染期特例を適用する対象月 必須

※令和4年5月以降の連続する2ヶ月を入力して下さい。※入力欄には「令和4年4月・5月」の文言は「連続する2ヶ月」に置き換えて金額を

令和4年7月・8月

仕入れ金額・経費が増加している科目（該当経費） 必須

オンライン申請で感染期特例の適用をする場合、
申請区分（特例の有無）の画面で

「感染期特例を適用する」にチェックしてください

その後表示される対象月入力フォームに
選択した対象月を入力してください

以降、4月・5月を選択した対象月に代えて
内容を入力してください

感染期特例を適用した申請方法（郵送申請の場合）

【申請書 2 ページ目】

3 要件の確認 感染期特例を適用する場合、余白に
対象月を手書きで記載してください 対象月：7月・8月

(1) 仕入金額・経費の増加

仕入金額・経費が増加している科目（該当経費）	原材料費、燃料費、光熱水費など
令和4年4月・5月の該当経費の合計 A	11,000円 A
以降の4月・5月を対象月に代え、内容を記載してください に□(以下、比較年)	10,000円 B
増加比率（小数点第1位を切捨） $(A - B) \div B \times 100$	10%（10%以上であること）

該当経費の増加要因 ※増加要因を下記の該当する欄いずれかにを入れ、申告してください

- 原油価格高騰による燃料費、光熱水費等の経費の上昇
- 物価高騰による原材料費等の仕入価格の上昇
- その他上記以外の原油価格・物価高騰による要因（具体的な要因を記載してください。）

(2) 売上の減少

令和4年4月・5月の売上の合計 C	90,000円 C
比較年の4月・5月の売上の合計 D	100,000円 D
減少比率（小数点第1位を切捨） $(1 - C \div D) \times 100$	10%（10%以上であること）

売上の減少要因 ※減少要因を下記の該当する欄いずれかにを入れ、申告してください

- コロナ禍を理由とした顧客ニーズの変化や需要の減少
- 海外の都市封鎖、渡航制限その他のコロナ関連規制による需要の減少
- コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限による調達難
- 取引先が上記の影響を受けたことに伴う発注等の減少
- その他上記以外のコロナ禍による要因（具体的な売上減少要因を記載してください。）

3 要件の確認

感染期特例を適用する場合、余白に
対象月を手書きで記載してください

対象月：7月・8月

(1) 仕入金額・経費の増加

仕入金額・経費が増加している科目（該当経費）	原材料費、燃料費、光熱水費など
令和4年4月・5月の該当経費の合計 A	11,000円 A
以降の4月・5月を対象月に代え、内容を記載してください に□(以下、比較年)	10,000円 B
増加比率（小数点第1位を切捨） $(A - B) \div B \times 100$	10%（10%以上であること）

該当経費の増加要因 ※増加要因を下記の該当する欄いずれかにを入れ、申告してください

- 原油価格高騰による燃料費、光熱水費等の経費の上昇
- 物価高騰による原材料費等の仕入価格の上昇

郵送申請で感染期特例の適用をする場合、

申請書 2 ページの右上余白に対象月を手書きで記載してください

以降、4月・5月を選択した対象月に代えて内容を記載してください

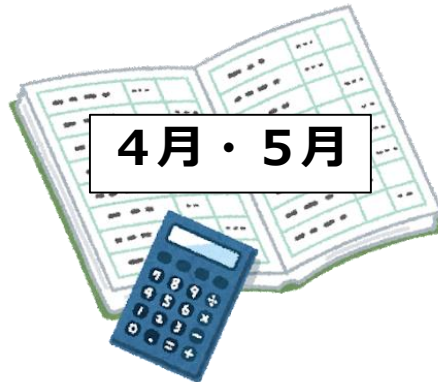
感染期特例を適用した申請方法（添付資料）

感染期特例を適用する場合は、

選択した対象月の経費が確認できる書類を提出してください

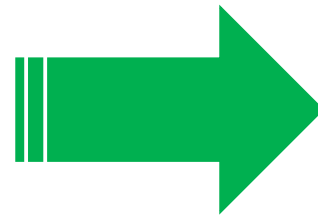
【通常の要件】

4月・5月の経費が確認できる書類
仕入台帳、帳簿類など



【感染期特例】

選択した対象月の経費が確認できる書類
仕入台帳、帳簿類など




※その他の申請書類は、通常の要件と同様です

【参考】新ぐんまチャレンジ支援金全般の注意事項

- ◆仕入金額・経費の要件における対象経費については、台帳等で金額が確認できる場合、電気代などの個別の経費で比較することも可能です
- ◆感染期特例のほかにも、経費率増加特例や新規開業特例等も設けております
詳細は、申請要領をご確認ください
- ◆事前申請を行う場合、申請を審査事務局で受け付けてから仮支給決定に至るまで、審査に概ね1ヶ月程度を要することを考慮して申請してください
- ◆令和5年1月31日(火)までに、完了報告を含め全ての手続が完了しない取組は対象外となりますので、なるべく早い時期での申請をおすすめします

相談窓口

新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター

 0120-977-289

受付時間

9:00-17:00

(土日・祝日含む全日)

※申請要件の適否等について、事前確認を希望される方は事前申請をご利用ください